

日本薬剤師研修センター
研修モニタリング制度試行的実施につき

モニター 募集!



この度、日本薬剤師研修センターが、各地で実施されている研修会（eラーニングを含む。）の質の向上を目指し、各研修会の実施状況を確認するための研修会モニタリング制度を試行的に実施することとなりました。

つきましては、広島県でもこの事業に協力するため、モニターを募集いたします。対象とする研修会は日本薬剤師研修センターが単位を付与する研修会であり、期限は令和6年度末までです。

応募条件

- ①日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師の有効な認定証を持っていること
- ②認定更新を1回以上行っていること
- ③年に2回以上研修会に参加できる方（web・集合問わず）

募集人数

20名（応募者の中から、広島県薬剤師研修協議会が適切と判断した20名以内を推薦）

募集期間

令和6年8月31日まで

googleフォームよりご応募ください。
<https://forms.gle/xiW5RtHz7KeUc9sy8>
又は右の二次元コード



広島県薬剤師研修協議会

各県研修会モニタリング試行的実施要領（令和6年度）

（目的等）

1. 公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「研修センター」という。）は、各地で実施されている研修会（e-ラーニングを含む。）の質の向上を目指し、各都道府県薬剤師研修協議会（以下「研修協議会」という。）のうち、協力可能な研修協議会の協力を得て、各研修会の実施状況を確認するための研修会モニタリング制度を試行的に実施する。
2. 研修会のモニタリングについては、令和6年度に試行的実施を行ったのち、その結果を踏まえ、次年度以降の実施の参考とする。

（対象とする研修会）

3. 対象とする研修会は、研修センターが単位を付与する研修会とする。また、モニターが報告する研修会は、モニターとしての依頼を受けた都道府県と同じ都道府県で実施される集合研修会とすることを原則とする。
なお、やむを得ない場合は、ウェブ利用研修（集合研修即時配信）及び登録された実施機関によるe-ラーニングも含むものとする。

（モニターの選定基準等）

4. モニターの選定手続きは、各県研修協議会が行う。また、モニターの選定基準は、以下のとおりとする。
 - ①研修センターの研修認定薬剤師の有効な認定証を持っていること。
 - ②認定更新を1回以上行っていること。
 - ③研修協議会が適切と判断し推薦できる者であること。
5. 令和6年度の各県のモニターの選定人数の上限は、別表のとおりとする。研修協議会は、別表に示された人数以下のモニターを選定する。モニターの選定期間は、試行的実施であることを踏まえ令和6年8月末を目処とする。

（モニターの役割等）

6. モニターは、自らの普段の研修活動の中で、年間に参加を予定（例年の参加経験から判断する感触のようなもので可）している研修会の内から、予めモニター対象の研修会（原則として年2回以内）を選定しておくこと。
7. モニターは、研修会を受講し、その状況について依頼を受けた研修協議会に

報告する。モニターは、自身がモニターであることを口外してはならない。また、モニターは、1 研修生として研修会に参加し、研修会実施機関に対して自分がモニターであることを明らかにしないようにする。

(モニターの報告)

8. モニターは、研修会終了後、2 週間以内に別紙様式により報告書を作成し、依頼を受けた研修協議会に直接報告するものとする。モニターは、報告書の作成に当たり第三者の立場で客観的な評価を行うよう努め、報告した内容は口外しないよう注意する。

なお、研修会は、研修会開催計画の審査段階において研修内容が薬学的であるか、講師（所属を含む）の適切性、研修時間と単位交付基準の適合性などを確認済みであるので、モニタリングにあたっては以下の点に留意して実施するものとする。（ウェブ利用研修（集合研修即時配信）及び登録された実施機関による e-ラーニングの場合は、報告書の④及び⑤の記入を要しない。）

①講義内容、講師

講義の内容は、薬剤師の業務に役立つものであったか。また、理解しやすい講義であったか。

②時間配分

研修会全体のバランスを考慮し、長すぎたり短すぎたり感じる講義はなかったか。

③企業への依存度

特定の企業に有利なデータを強調するなど著しく公平性を欠く内容はなかったか。また、特定の企業の広報を感じる講義が極端に長い等の印象は受けなかったか。

④受講者

私語、居眠りなどマナーを欠いた受講者はいなかったか。また、そのような受講者に対し適切な注意は行われていたか。

⑤研修受講の取扱い

受付は、研修会実施機関において正しく出退記録を行い、確認されていたか。

9. モニターの報告の対象となる研修会は、1 2 月末までに開催された集合研修（ウェブ利用研修（集合研修即時配信）及び登録された実施機関による e-ラーニングの場合も 1 2 月末までに受講した研修）とする。

(個人情報等の取扱い)

10. 研修協議会は、モニタリング実施に際して、モニターに対し、以下の個人

情報の利用目的を明示し、研修センターに個人情報が提供されることの同意を得なくてはならない。

研修センター及び研修協議会はモニターの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用するものとし、その他個人情報保護法等法令に従って取り扱わなければならない。

【利用目的】

- ①研修会モニタリングの実施、運営
- ②研修会モニタリングに関するモニターへの問い合わせ対応
- ③研修会モニタリングの分析、改善
- ④上記の利用目的に付随する目的

(年度報告書の提出)

- 1 1. 研修協議会は、研修センターの年度方針（本実施要領等）及び法令に基づき、モニターの選定及びモニタリングの実施を行う。また、モニターからの報告書を取りまとめた年度報告書を請求書とともに1月末までに研修センターに報告するものとする。さらに、研修協議会は、報告書に係る原本（原データ）及び第13条に規定の受領の記録を、個人情報保護法等法令に従って回収し5年間保管しておくものとする。

(年度報告書の検収)

- 1 2. 研修センターは、前条に従い年度報告書の納入を受けたときは、10営業日以内（以下「検収期間」という。）に検収を行い、検収結果を研修協議会に通知するものとする。なお検収期間内に検収結果の通知がなされなかった場合は合格したものとみなす。前項の検収結果が不合格となった場合、研修センターは研修協議会に対し、不合格の理由を通知するものとし、研修協議会は、研修センターが定めた期間内に、年度報告書を修正等した上で、再度に納入するものとする。この場合、研修センターは、再検収を実施するものとし、再検収の手続きについては、初回の検収と同様とする。

(年度報告書の不備等)

- 1 3. 研修センターは、前条による年度報告書の検収合格後、当該報告書について本実施要領又は当事者間で合意した内容との不適合を発見した場合、研修完了後1年間に限り、研修協議会に対して、当該報告書の修正、交換等の請求をすることができる。

(その他)

- 1 4. 研修センターは、第11条に定める検収合格後に委託契約で定める経費等

を請求に基づき研修協議会に支払う。研修協議会から、モニターへのモニター一依頼は研修協議会の責任で行うものとし、研修センター及び研修協議会とモニター又は第三者との間で紛争を生じた場合、研修協議会の費用と責任で解決するものとする。

研修協議会から、モニターへの謝礼は、1 報告あたり 2,000 円の範囲（1 人あたりの上限は 4,000 円相当）の図書カード等をもって充てるものとし、謝礼の内容交付時期は研修協議会の裁量で行うものとする。また、研修協議会は、モニターに謝礼に提供した場合、受領書の徴収等、受領の記録を残すものとする。

15. 研修センターは、モニターからの報告内容をフィードバックし、好事例を公表するなど研修認定制度の運営改善に役立てるものとする。

（附則）

本規程は、令和 6 年 8 月 2 日に制定し、同日付で適用する。

別表（第 5 条関係：各県のモニター人数の上限）

県名	人数	県名	人数	県名	人数	県名	人数	県名	人数
北海道	40	埼玉県	60	岐阜県	10	鳥取県	10	佐賀県	10
青森県	10	千葉県	50	静岡県	30	島根県	10	長崎県	10
岩手県	10	東京都	100	愛知県	50	岡山県	10	熊本県	10
宮城県	20	神奈川県	80	三重県	10	広島県	20	大分県	10
秋田県	10	新潟県	20	滋賀県	10	山口県	10	宮崎県	10
山形県	10	富山県	10	京都府	20	徳島県	10	鹿児島県	10
福島県	10	石川県	10	大阪府	80	香川県	10	沖縄県	10
茨城県	20	福井県	10	兵庫県	50	愛媛県	10	合計	1,000
栃木県	10	山梨県	10	奈良県	10	高知県	10		
群馬県	10	長野県	10	和歌山県	10	福岡県	40		

（令和 6 年 4 月 1 日現在の認定薬剤師数を基に算定）

都道府県薬剤師研修協議会との協力による「研修モニタリング制度」の概要

